

令和8年1月14日

令和7年度第10回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和8年1月14日（水曜日） 午後1時30分
2. 開会場所 浪岡中央公民館 1階大ホール
3. 閉会年月日 令和8年1月14日（水曜日） 午後2時35分

#### 4. 議案

- 議案第47号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
 議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
 議案第49号 農用地利用集積等促進計画の作成の要請について  
 議案第50号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見聴取について  
 議案第51号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について  
 議案第52号 地域計画の変更に係る意見について  
 報告第31号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について  
 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
 報告第33号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書の交付について

#### 5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番 秋谷 進	2番 安部 浩一	3番 一戸 昭憲
4番 大柳 建秀	5番 木村 孝芳	6番 工藤 隆志
7番 窪寺 洋志	9番 澤田 今日一	10番 中村 美喜雄
11番 成田 貴吉	12番 西澤 清光	13番 西塚 伸
14番 野口 友子	15番 福士 修身	16番 堀内 俊春
17番 三上 紘史	18番 安田 昌樹	19番 山田 正樹

#### 6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

8番 齊藤 光朗		
----------	--	--

#### 7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

1番 千島 修	4番 工藤 隆正	5番 木立 忠徳
6番 風晴 繁雄	7番 山内 洋一	8番 山田 五月
9番 川村 富子	10番 川村 忠則	11番 小泉 作郎
13番 石川 正光	16番 石村 英康	17番 猪股 康行
18番 出町 鉄昭	19番 細川 隆雄	

#### 8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

2番 赤田 千草	3番 福士 博人	12番 金井 直也
14番 奈良岡 和也	15番 野呂 正幸	

9. 会議に従事した職員の職氏名

事務局局長	船橋正明	事務局次長	白取和子
事務局分室長	佐藤保	主 幹	相馬康宏
主 幹	古田正之	主 査	菊池亮氏
主 査	天内隆人		

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

それでは、青森市農業委員会農業委員の出席状況ですが、在任委員の過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立することをご報告いたします。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、ただいまから、令和7年度第10回青森市農業委員会月例総会を開会します。

なお、議事録作成のため録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

続きまして、議事録署名者を指名いたします。

7番窪寺洋志委員、9番澤田今日一委員の両委員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

○議長(福士修身会長)

ただいまより議案審議に入ります。

議案第47号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

所有権移転が18件、賃借権設定が17件の計35件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページから11ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人については労力不足又は高齢、用地買収の代替地として、子へ使用貸借、譲受人については、新規就農及び、経営規模の拡大、用地買収公共事業代替地として、親からの使用貸借といった理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付しているA3の資料「調査書」のとおりとなります。

なお、新規就農者の3件のうち、自家消費を主とした方の申請が2件ありましたので、営農計画書を資料として添付させていただいております。

それでは、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、所有権移転 11 ページの申請番号 221 番の●●●●さんは新規就農の方で、申請者がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者を入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長(福士修身会長)

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

浪岡吉野田螢沢から来ました●●●●です。よろしくお願いします。申請に至った理由は、後継者不足等の理由で辞める農家が増えていると聞き、このままでは青森のりんご産業が衰退してしまうのではないかと強い危機感を持ちました。今回●●●●さんの勧めもあり、りんご畑を借りることになりました。これを機に、今までの経験を活かし新規就農するために申請に至りました。

○議 長(福士修身会長)

それでは、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1 番(秋谷進委員)

1 番、秋谷です。●●●●さん、本日はご苦勞様です。3 点ほど、お尋ねします。

まず、1 点目です。今回取得しようとするりんご園地の状況お知らせください。面積とか品種とかおい性とか丸葉とか、状況をお知らせ願いたいと思います。

○●●●●氏

今の、畑は4反歩あります。ふじが57本、王林8本、全部で65本、全部丸葉です。

○1 番(秋谷進委員)

何年生ぐらいの。

○●●●●氏

古いので50年、新しいので10年ちょっとだと聞いています。

○1 番(秋谷進委員)

新しいので10年。ありがとうございました。2点目です。将来りんごについて9反歩くらいに増やしたいという希望のようですが、種苗費を0と見っていますが、何か理由あったのでしょうか。ただ、記載ミスなら記載ミスで良いですけど、その辺、お知らせ願いたいと思います。

○●●●●氏

種苗費って。

○1 番（秋谷進委員）

苗木代。

○●●●●氏

苗木代は、今のままあるやつでいこうと思っています。それで、0 っていうことです。

○1 番（秋谷進委員）

将来は、苗木がついたリンゴ園を取得しようという考えな訳ですか。

○●●●●氏

そうですね。

○1 番（秋谷進委員）

苗木代、0 で見ていると。

○●●●●氏

はい。

○1 番（秋谷進委員）

3 点目です。今、話題になっています高密度植栽培、あれについてどう考えていますか。

○●●●●氏

自分としては、雪に強いとかそういう話は聞くんですけど、やっぱり周りに教えてくれる人がいないので、まだちょっとできないかなと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

ありがとうございました。頑張ってください。

○●●●●氏

はい、よろしく願います。

○議長（福士修身会長）

他に質問、ご意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長(福士修身会長)

ないようですので、それでは、●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議 長(福士修身会長)

続いて5ページに戻りまして、所有権移転 申請番号 199 番の審議を行うにあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同推進委員の退席を求めます。

(工藤隆正推進委員 退席)

○議 長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議 長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

工藤隆正推進委員を入場させてください。

(工藤隆正推進委員 入場)

○議 長(福士修身会長)

続いて5ページの所有権移転 申請番号 201 番および8ページ目から10ページ目の賃借権設定 申請番号 211 番から 216 番の審議を行うにあたり、三上紘史委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(三上紘史委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。  
審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
三上紘史委員を入場させてください。

(三上紘史委員 入場)

○議長(福士修身会長)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。  
審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

自家消費の営農計画書って、これは今質問してよろしいですか。これ、本人が居ないのでわからないんですけども、90歳とか85歳の人がやるってなっているけども、要介護認定とか、そういうのは無いんですか。

○議長(福士修身会長)

はい、事務局。

○事務局

すみません、申請番号何番の件でしたでしょうか。

これですね。自家消費ですね。●●●さんの。

○5番（木村孝芳委員）

そうそう。これについては、本人と妻が150日やって、両親も150日になってるから、両親も労働力の一部としてやるってことなんでしょ。

通常であれば、90歳でもピンピンしてる人もいるかもわかりませんが、要介護認定とかないんですか。

○事務局

元氣だと聞いておりました。要介護認定はないとのこと。

○5番（木村孝芳委員）

それは、確認してるんですね。

○事務局

確認といたします。

○5番（木村孝芳委員）

市役所の中では確認してるんですか。

○事務局

してないです。

○5番（木村孝芳委員）

しなければいけないでしょ。

○事務局

本人から。

○5番（木村孝芳委員）

本人から聞いているのはいいけども、だから聞いているんですよ。私は。

○事務局

福祉部に確認している訳ではないです。

○5 番（木村孝芳委員）

じゃ、審議できないじゃないですか。これ、なんで書かないといけないんですか。むしろ書かなくても問題ないでしょ、なんでここに書かないといけないんですか。

○事務局

逆に、ここ確認する必要がありますか。要介護認定かどうか。

○5 番（木村孝芳委員）

書いてある以上は、審議する以上は調べなきゃいけないでしょ。これについては、当たり前書類受け取ったら確認するべきなんじゃないですか。私は、要介護認定かどうか確認したことございませんけども、なんでこう書いてあるのか知りたいだけなんですよ。

○事務局

これ自宅の隣の農地の購入になりますけど、一緒にお住まいになっている。草刈りとか簡単な農作業をお手伝いするという話をお聞きしておりました。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、150 日って書いてあるでしょ。150 日って。草刈り 50 日も 60 日もやるんですか。

○事務局

毎日、草刈りをやっている訳でなくて、日々見回りも含めて作業と考えておりましたけども。

○5 番（木村孝芳委員）

だから、150 日って。家庭菜園だからって簡単に考えていいんですか。

○議 長(福士修身会長)

あの、木村さんに、ちょっとお尋ねしたいんですが、30 分でも 1 時間でも、おそらくその日によって 1 日って、そういう計算したんじゃないかと私思ったんですけども。

○5 番（木村孝芳委員）

ここに、両親を書かないといけない明確な理由は何なんですか。

○議 長(福士修身会長)

それはね、事務局ではなく手続きをとった本人の話だと思うんですよ。本来は、書かなければ書かなくても私はいいと思う。

○5 番（木村孝芳委員）  
私もそう思うんですよ。

○議 長(福士修身会長)  
今回は、家族全員書いていますので。そこちよっご理解いただければと思います。

○5 番（木村孝芳委員）  
わかりました。

○議 長(福士修身会長)  
他に質問、ご意見ございませんか。

○議 長(福士修身会長)  
はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）  
9 番澤田です。申請番号 191 番、これのやつなんですけども、私が現地確認、航空写真で確認したんですけども、その時はいいなって思って。ただ実際に現地を見に行ったら、ここアスファルト敷いてるところあるんですよ。それで、私は航空写真ではいいとしても、現地丁度雪が降った時で全部はわからないですけども、アスファルト入ってるんだと。周りも草生えてるところもあるし、何にもしてない。本当に耕作するのかなって懸念を持ったのは確かです。そういうのでも、ここで許可してしまってもいいものなのかなと、お尋ねします。私としては、不適じゃないかなと思うんですけど。

○議 長(福士修身会長)  
はい、事務局。

○事務局  
はい、申請人に確認して、Google のストリートビューも確認したところ、やはりアスファルトが敷いている状態になっているんですけども、そこを踏まえてブルーファームの方に直接電話で確認しました。そこも把握していて、併せてアスファルトを剥がして春から耕すというお話をいただきました。

○9 番（澤田今日一委員）  
だから、何と言うか、そこにアスファルトがある、それを剥がしてやるから OK 出せる、私はそう思わない訳さ。

そこ、今手をかけてます、農地に戻す作業してました、って言うんなら私はOK なんだけど、何もしないで、そこそのままになったら取り消しできるんですか。アスファルト敷いたまま、年明けました、春になったらそのままです、じゃあこれ取り消しますってできるんですか。できないんだったら、私はちょっと待った方がいいかなって、思うんですけど。

○議長(福士修身会長)

事務局の方で何かご答弁。

○事務局

実は、ここ●●●●●って地番なんですけども、平成6年9月に5条転用許可済みになっています。転用して飲食店、ラーメン屋やられていたんですけども、その時に所有権移転はしたものの、地目を変更していない状態になっているんですね。結果的には、委員がおっしゃる通りアスファルトを敷いているので、農地に戻す準備をしてから売買するべきっていうのは確かにそうなのかもしれないんですけども。ただ地目が畑であると、3条の許可が必要になる形になりますので、一応今回4筆申請上がってきたものですから、本人に春に農地に戻して耕すというのを確認致しましたので、申請を受付しました。それで、一応3条の2項の1号から6号の、許可することができない規定に当てはまるっていうものではないと考えて、こちらでは申請を受け付けた次第なんですけども、今回、各号に当てはまるのでダメだというご意見があれば教えていただければと思うんですけども。

○9番(澤田今日一委員)

これ、以前も別件で放棄地になりかけのところを見に行っただけなんです。新城の。そこも、普通の人だったら半分でも草刈ったりして農地に戻すんだと、そういうのが見える訳さ。ああ、手をつけてるな、と見える訳さ。ここは、何も手をつけないでその辺に不法投棄したタイヤがあって、それでもその時はOK したんだよね。しょうがないなって。今回またこういうことやるのであれば、私は不許可だと思うんですけど。私としては、あまり進まない、あとは皆さんで良ければ。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

ここ農振地域になってますけども、市街化調整区域なんですよ。これについては、ラーメン屋とか建物建てたりできるんですか。

○事務局

市街化調整区域になっておりまして、建物を建てることは原則できないんですけども、ドライブ

インですとか、そういったものは建てられる場所ですね。

○5 番（木村孝芳委員）

コンビニとか介護施設とかできるのと同じことなんでしょ。

○事務局

そうです。

○議 長（福士修身会長）

他に質問、意見ございませんか。

○議 長（福士修身会長）

はい、西澤委員。

○13 番（西澤清光委員）

ブルーファームさんですけども、私の地元の奥内地区なんですけども、今 19 町、約 20 町歩作ってますけど、ほとんど放任主義状態。植えたら植えたつきり草も刈らない。田んぼは 1 週間に 1 度来れば、水かけ流し状態。隣近所に物凄く草対策等で問題になっています。地域にも、ほとんど馴染んでいないっていう部分があって、あちこちかなり点在していると思うんですけども青森市内。たぶん家族 4 人でしたっけ、確か。だけど動いてるのは 1 人、2 人で、賄いきれていない状況なんですよね。もう、地域では困っている存在だと思っています。今日は、欠席していますけども、推進委員の赤田委員がすぐ近くで、隣近所なんですけども、彼女も言っていました。

○議 長（福士修身会長）

あの今、澤田さんの意見あってから西澤さんの意見も聞いて、ちょっとひどいなという印象も持ちました。今、雪降っておりますので今回の案件を保留にしてですね、雪解けた時にもう 1 度現地確認してから、本人にもう 1 度申請していただいて、審議をしたいと思うんですけども、皆さんそれでどうでしょうか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

この案件は、今回保留ということに致します。

○事務局

すみません。ちょっと、補足させてください。3条申請があった場合ですね、標準事務処理期間がございまして、4週間と設定されていますので、一旦保留という形を取りますと、その期間が過ぎてしまいますので、一旦不許可なり、決定していただいてその理由を付して、一旦申請者へお返しして、再度何か書類つけてくださいとか、もう一度改善してから申請してくださいとか、そういう形を取りたいんですけども、その場合ですね、この3条の2項の1号から6号のどこに該当して不許可になるのか理由を示す必要がございまして、私達も今見ていながらどこに該当するのかなと、ちょっと難しいところがございます、何かご意見があれば。

○議長(福士修身会長)

時間もありますので、最後にこの案件はしたいと思います。

○事務局

はい。

○議長(福士修身会長)

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

申請番号191番を除く、本案についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第48号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

## ○事務局

本案は、農地の転用を目的とした農地法第5条の許可申請が2件であり、その内訳は、所有権移転が2件となっております。

各申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に「議案第48号関係参考資料①」と記載された資料をご覧ください。

申請番号は26番、申請地は1筆、譲受人、譲渡人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が位置図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地登記簿、8、9ページ目が法人登記簿、10ページ目が青森農業振興地域整備計画の変更通知となっております。

それでは1ページ目に戻っていただき、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、立地基準については、農振法第8条第1項の規定により市町村が定める農業振興地域整備計画において、農業用施設用地として利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地であるため、農用地区域内農地と判断されます。

農用地区域内農地であるため、農地転用は原則不許可ですが、不許可の例外事由の一つに、「農用地利用計画において指定された用途に供する場合」という基準があり、本案件は農用地利用計画において農業用施設用地に指定された農地を農業用施設として利用するものであるため、農用地区域内農地の不許可の例外に該当し、許可することができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

続いて、右上に「議案第48号関係参考資料②」と記載された資料をご覧ください。

申請番号27番、申請地は1筆、譲渡人、譲受人及び転用目的は記載のとおりです。

2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただき、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ目が土地利用計画平面図、6ページ目が農地転用計画書、7ページ目が土地登記簿、8ページから10ページ目が法人登記簿、11ページ目が地域計画の変更通知となっております。

農地転用の許可基準からみた判断ですが、まず、立地基準については、申請地は、青森市役所浪岡庁舎から770mに位置していますが、浪岡庁舎を中心とする半径800mで囲まれた区域でも宅地面積の割合が40%以上であることから第2種農地と判断しております。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて周辺のほかの土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができるかと認められる場合には、原則として許可することができないが、第1種農地の例外許可事由に該当する場合は許可可能とされており、当該申請は第1種農地の例外許可事由の一つである「申請農地と隣接する土地と一体として同一事業の目的に供するもので、全体面積に占める農地の面積が3分の1を超えない場合」に該当し、許可をすることができるものと判断しております。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきまし

ては、事務局で申請内容を精査いたしまして、問題ないものと考えております。

それでは、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議 長(福士修身会長)

これより当該申請について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議 長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5 番 (木村孝芳委員)

2 件あります。全部事項証明書を見ると代表取締役が●●さんとなっておりますよね。役員とかも●●とかいっぱい書いてますけど、青森県に関係ある人なんですか。

もう 1 つ、転用目的が倉庫兼事務所になってますけども、これは全部事項証明書の目的の中の不動産管理及び賃貸業になるんですか。

○事務局

はい。まず倉庫兼事務所ですね、ケーページーが土地を買って建物を建てます。それを子会社であるカネパッケージというところに貸し出すんですね。子会社に使う為に、親会社が建物を建てて転用するということになります。全部事項証明書の中の、不動産管理及び賃貸業に該当すると読みました。あと、●●さんなんですが聞いた話で恐縮なんですが、地元出身だとか聞いたことはございます。

○5 番 (木村孝芳委員)

わかりました。

○議 長(福士修身会長)

他に質問、意見ございませんか。

○議 長(福士修身会長)

はい、秋谷委員。

○1 番 (秋谷進委員)

一般的な話を、事務局にお伺いします。第 5 条案件で取得する場合、取得して農地転用する場合、農地を何か所か選んだものをつけている場合と、今回みたいについてない場合とあるんですけど、その辺区分あるんでしょうか。お知らせ願ひたいと思います。

○事務局

農地区分が2種農地の場合は、代替地がないことが条件になりますので、他の土地を探して検討したけれどもこの土地しかありませんでした、という書類が付きます。

ただ、今のカネパッケージの件は第2農地なんですが、第1種農地の不許可の例外に該当すればその検討が要らないことになっています。第1種農地の例外に該当しない第2種農地であれば、その検討表を付けなければならないことになります。

○1番（秋谷進委員）

そういう風にして区分してる訳ですか。

○事務局

はい。

○1番（秋谷進委員）

ありがとうございます。

○議長（福士修身会長）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議長（福士修身会長）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（福士修身会長）

次に、議案第49号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画は、所有権移転が合計 2 件で、個別の内容につきましては、13 ページに記載しております。

本案は、農業経営基盤強化促進法第 7 条農地中間管理機構の事業の特例である「農地売買等事業」であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 号の要件を満たしており、同法第 18 条第 11 号の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものであります。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(福士修身会長)

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長(福士修身会長)

次に、議案第 50 号を議題とします。

事務局、議案説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

本案の農用地利用集積等促進計画(案)は、利用権設定が合計 17 件で、個別の内容につきましては、14 ページから 22 ページに記載しております。

これら農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、本議案につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、当該利用集積等促進計画（案）決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められているものです。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（福士修身会長）

これより、本案について審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5番（木村孝芳委員）

14ページの右から2番目に利用目的ってあるんですが、1反歩10aあたり0円ってついてるんですけども、これはタダで貸すっていうことでよろしいですか。

○事務局

はい、そうなります。

○5番（木村孝芳委員）

水田としてタダで貸すことが主流なんですか。あるいは、米の値上がりとか関係なくタダで貸すことがまかり通ってるんですか。

○事務局

主流かどうかは、こちらで把握しておりませんが、お金を貰わなくても作って欲しいという方もいますので、その理由については様々かなと。

○5番（木村孝芳委員）

センターはタダではないんですよ。

○事務局

支援センター。

○5番（木村孝芳委員）

センターはタダで貸す訳じゃないんですよ。

○事務局

機構は手数料取らないです。

○5 番（木村孝芳委員）

手数料取らないんですか。

○事務局

そうです。

○5 番（木村孝芳委員）

タダで貸すんだ。

○事務局

手数料は取らないです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

それでは、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 51 号を議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局

不動産取得税は、土地や家屋を有償・無償の別にかかわらず、売買、贈与などにより取得したときに、その取得者に一度だけ課税される県の税金ですが、徴収猶予は、農地等を生前一括贈与で取得した場合、徴収猶予の申請を行うことで、税の納付が猶予される制度です。

この不動産取得税の徴収猶予を受けている方が引き続き猶予の適用を受ける場合、3年毎に所轄の県税事務所に対し、引き続き、徴収猶予継続の届出書および農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を提出する必要があります。

このことから、農業委員会が、税の徴収猶予を受けている受贈者からの証明願いに基づき、証明書を交付するため、事務局において農地台帳や農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断いたしました。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(福士修身会長)

それでは、審議にあたり、工藤隆正推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆正推進委員 退席)

○議長(福士修身会長)

これより審議を行います。

審議について質問、意見のある委員は述べてください。

○議長(福士修身会長)

はい、木村委員。

○5番(木村孝芳委員)

事務局に伺いますけど、徴収猶予の期間って何年になるんですか。

○事務局

贈与者または受贈者が、死亡するまでは3年ごとに手続きが必要になります。

○5番(木村孝芳委員)

どっちかが亡くなった場合はその時点で終わりってことですか。

○事務局

相続になった時点で終わりです。

○5 番（木村孝芳委員）

わかりました。

○議 長（福士修身会長）

他に質問、意見ございませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長（福士修身会長）

本案について、徴収猶予を受けている農地の受贈者が、当該農地において農業経営を行っているものと承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長（福士修身会長）

ご異議なしと認め、そのように決定します。  
工藤隆正推進委員を入場させてください。

（工藤隆正推進委員 入場）

○議 長（福士修身会長）

次に、議案第 52 号を議題とします。  
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案につきましては、担当課である農業政策課からご説明いたします。

○議 長（福士修身会長）

それでは、地域計画の変更に係る意見について説明をお願いいたします。

○農業政策課（齊藤主査）

農業政策課の齊藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

関係資料の方、御覧いただければと思います。地域計画変更案ということで、今まででしたら個別の案件についてご審議いただいていたところなんですけども、今回はですね、1年に1回者の変更とか非農地判断したところを変更するという中身になります。ですので、個別の案件ではなくなっております。

1ページ目見ていただいて、地域計画に係る審査表ということで整理番号の1なんですけども、こちらの方が市内19地区に分けておりまして、そのうちの11地区で574筆あるんですけども、こちらの方を地域計画から除外するということになります。変更する理由なんですけども、農業委員会において農地に復元して利用することが不可能と判断された、又は判断される見込みの農地であるためです。非農地判断ということになります。変更を必要と認めた理由なんですけども、今後農地の集団性や効率的な利用、そして担い手の利用の集積等に支障を及ぼす恐れがないためでございます。続いて、整理番号2番です。こちらの変更は、農業を担う者が利用する農地ということで533筆になります。内容としましては、農業を担う者が変更になります。変更の理由としては、所有権移転ですとか賃貸借とかによって農業を担う者が変更となったためです。この変更を必要と認めた理由なんですけども、農業を担う者の変更によって集団性や効率的な利用そして、担い手の利用の集積等に寄与するものであると認められるためです。

続いて、2ページ目になります。こちらの方が、整理番号1番の非農地判断した、又はされる見込みの面積になります。地区ごとに11地区あるんですけども、地区ごとに田と畑の面積を内訳として記載しております。こちらの面積が、地域計画から各地区から除外されるということになります。

続いて、3ページ目をご覧いただければと思います。こちら、後潟地区になっているんですけども、真ん中の表のところに、右の方に変更後と書いてあるところが非農地判断された土地を抜いた後の面積になります。あとは、下の表なんですけども、筆数がたくさんありますので、大変申し訳ないんですけども、「非農地一覧の通り（省略）」と者の変更、「農業担う者の変更を一覧（省略）」と書いております。こちらの方はですね、一覧を省略した理由なんですけども、一番下で※がついていまして、令和6年度から7年度にかけて月例総会で審議済み、あとは非農地判断についてはこれから審議予定のため、省略といたしました。

4ページ目から20ページまで、各地区で面積等の変更があるということで以下省略といたします。地域計画の変更案については以上になります。

○議長（福士修身会長）

ただいまの農業政策課の説明内容について、質問、意見のある委員は述べてください。

○議長（福士修身会長）

はい、木村委員。

○5 番（木村孝芳委員）

最後、地域計画ですけども、去年確か1月に相馬さんが来て説明してくれたと思うんですけども、その時に浜館地区の木が生えてしまったところは農業政策課において区域の見直しをするっていう、説明をしたと思うんですけども、それについてはどうなってるんですか。

○議 長(福士修身会長)

はい、答弁お願いします。

○農業政策課（齊藤主査）

前任者の相馬からは、すみません。ちょっと、何も聞いていない状況でした。

○5 番（木村孝芳委員）

そしたら、去年の議事録見てください。

○農業政策課（齊藤主査）

はい。

○議 長(福士修身会長)

ほかに質問、意見がある委員はいませんか。

○各委員

（意見なし）

○議 長(福士修身会長)

それでは、地域計画の変更案について、ご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議 長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

○議 長(福士修身会長)

次に、報告第31号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内の農地の転用を目的とした所有権移転に関する届出が3件、使用貸借権設定に関する届出が1件、計4件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第32号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が20件となっております。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

次に、報告第33号を議題とします。

事務局説明願います。

(分室長 報告内容説明)

○事務局

「青森市農業委員会非農地証明事務処理規定」に基づく非農地証明が1件です。

なお、非農地証明書は同規定により交付済です。

○議長(福士修身会長)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長(福士修身会長)

それでは、先程保留になった案件について再度審議したいと思います。

○議長(福士修身会長)

はい、事務局。

○事務局

それでは、先程の申請番号 191 番についてですけれども、現状アスファルトが農地に敷いてあるということなので、このままだと全ての農地が全部耕作できないのではないかとということで、農地法 3 条 2 項の第 1 号、全部効率利用が認められないということで考えたんですがいかがでしょうか。

○議長(福士修身会長)

ただいまの事務局からの説明について、委員の皆さんいかがですか。

○各委員

(意見なし)

○議長(福士修身会長)

では、申請番号 191 番については農地法 3 条 2 項の第 1 号により不許可でよろしいですね。

○各委員

(異議なし)

○議長(福士修身会長)

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○事務局

了解致しました。一旦、こちらの方は3条2項第1号により不許可ということで先方の方にお伝えします。

○議長(福士修身会長)

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○9番(澤田今日一委員)

議案書へ売買金額等の記載の要望

○4番(工藤隆正推進委員)

地域計画の意向調査について

○2番(安部浩一委員)

賃借料情報について

○議長(福士修身会長)

ほかに事務局から何かありますか。

○事務局

青森市賃上げ対策応援金のチラシの配布について

○事務局

次回の月例総会は、2月10日(火)午後1時30分から、場所は「柳川庁舎2階大会議室」での開催となります。お間違いないよう、よろしく申し上げます。

○議長(福士修身会長)

これをもって、令和7年度第10回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。